

第3-(1)号様式

年 月 日		税務署長殿
<input type="checkbox"/> (個人の方) 振替継続希望		
納税地	(電話番号 - -)	
(フリガナ) 名称又は屋号	サンプルデンキカプシキカイシャ サンプル電気株式会社	
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	アアアア ああああ	

※税務署処理欄	所管	要否	整理番号	1 1 1 1 1 1 1 1	
	申告年月日	令和 年 月 日			
	申告区分	指導等	庁指定	局指定	
	通信日付印	確認	確認書類	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()	
	年 月 日			身元確認	
	指導年月日	相談	区分1	区分2	区分3
	令和				

第一表

自 令和 5 年 4 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 6 年 3 月 3 1 日

中間申告 自 年 月 日
 の場合の
 対象期間 至 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
課税標準額	①	3 0 6 1 1 9 3 0 0 0 03
消費税額	②	2 3 8 7 7 3 0 5 4 06
控除過大調整税額	③	07
控除対象仕入税額	④	7 7 7 3 0 7 4 1 08
返還等対価に係る税額	⑤	9 1 2 1 7 09
貸倒れに係る税額	⑥	10
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	7 7 8 2 1 9 5 8
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	13
差引税額(②+③-⑦)	⑨	1 6 0 9 5 1 0 0 0 15
中間納付税額	⑩	0 0 16
納付税額(⑨-⑩)	⑪	1 6 0 9 5 1 0 0 0 17
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫	0 0 18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬
	差引納付税額	⑭
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮
	資産の譲渡等の対価の額	⑯
		3 0 6 0 0 2 3 6 8 9 21
		3 0 6 2 0 4 3 1 1 8 22
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰
	差引税額	⑱
譲渡割額	還付額	⑲
	納税額	⑳
		4 5 3 9 8 7 0 0 54
中間納付譲渡割額		㉑
		0 0 55
納付譲渡割額(㉑-㉒)		㉒
		4 5 3 9 8 7 0 0 56
中間納付還付譲渡割額(㉒-㉑)		㉓
		0 0 57
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔
	差引納付譲渡割額	㉕
		0 0 59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	2 0 6 3 4 9 7 0 0 60

付記事項	割賦基準の適用	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応方式			41
	上記以外	<input checked="" type="checkbox"/>	一括方式			
	基準期間の課税売上高		全額控除			
	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	<input checked="" type="checkbox"/>				42
還付を受ける金融機関等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
	(個人の方) 公金受取口座の利用					
※税務署整理欄						
税理士名						
	(電話番号 - -)					
	税理士法第30条の書面提出有	<input checked="" type="checkbox"/>				
	税理士法第33条の2の書面提出有	<input checked="" type="checkbox"/>				

㉖ = (㉑ + ㉒) - (㉓ + ㉔ + ㉕ + ㉖) ・ 修正申告の場合㉖ = ㉑ + ㉒
 ㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第3-(2)号様式

整理番号 1 1 1 1 1 1 1 1

課税標準額等の内訳書

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称又は屋号	サンプルデンキカブシキカイシャ サンプル電気株式会社
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	アアアア ああああ

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合 (10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38②	52

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 年 月 日
の場合の
対象期間 至 年 月 日

第二表 令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
※申告書(第一表)の①欄へ		3 0 6 1 1 9 3 0 0 0 0 0 1

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥	3 0 6 1 1 9 3 1 4 3	06
	(② ~ ⑥ の合計)	⑦	3 0 6 1 1 9 3 1 4 3	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
	(⑧・⑨の合計)	⑩		13

消費税額	⑪	2 3 8 7 7 3 0 5 4	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮		25
	7.8 % 適用分	⑯	2 3 8 7 7 3 0 5 4	26

返還等対価に係る税額	⑰	9 1 2 1 7	31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	9 1 2 1 7	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(⑳ ~ ㉓ の合計)	㉔	1 6 0 9 5 1 0 9 6	41
	4 % 適用分	㉕	- 7 2 0 0 0	42
	6.3 % 適用分	㉖		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉗	1 6 1 0 2 3 0 9 6	44

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉔~㉗欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

一般

課税期間		5・4・1～6・3・31	氏名又は名称		サンプル電気株式会社
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額		(付表1-2の X欄の金額) 円 000	円 000	円 3,061,193,000	第二表の欄へ 円 3,061,193,000
内訳	課税資産の譲渡等の対価の額 1	(付表1-2の -1X欄の金額)	第二表の欄へ	第二表の欄へ 3,061,193,143	第二表の欄へ 3,061,193,143
	特定課税仕入れに係る支払対価の額 2	(付表1-2の -2X欄の金額)	-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	第二表の欄へ	第二表の欄へ
消費税額		(付表1-2の X欄の金額)	第二表の欄へ	第二表の欄へ 238,773,054	第二表の欄へ 238,773,054
控除過大調整税額		(付表1-2の X欄の金額)	(付表2-1の㊸・㊹D欄の合計金額)	(付表2-1の㊸・㊹E欄の合計金額)	第一表の欄へ
控除税額	控除対象仕入税額	(付表1-2の X欄の金額) 72,000	(付表2-1の㊸D欄の金額)	(付表2-1の㊸E欄の金額) 77,658,741	第一表の欄へ 77,730,741
	返還等対価に係る税額	(付表1-2の X欄の金額)		91,217	第二表の欄へ 91,217
	売上げの返還等対価に係る税額 1	(付表1-2の -1X欄の金額)		91,217	第二表の欄へ 91,217
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 2	(付表1-2の -2X欄の金額)	-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		第二表の欄へ
	貸倒れに係る税額	(付表1-2の X欄の金額)			第一表の欄へ
	控除税額小計 (+ +)	(付表1-2の X欄の金額) 72,000		77,749,958	第一表の欄へ 77,821,958
控除不足還付税額 (- -)		(付表1-2の X欄の金額) 72,000	E欄へ	E欄へ	72,000
差引税額 (+ -)		(付表1-2の X欄の金額)	E欄へ	E欄へ 161,023,096	161,023,096
合計差引税額 (-)					マイナスの場合は第一表の欄へ プラスの場合は第一表の欄へ 160,951,096
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額	(付表1-2の X欄の金額) 72,000		(D欄と E欄の合計金額)	72,000
	差引税額	(付表1-2の X欄の金額)		(D欄と E欄の合計金額) 161,023,096	161,023,096
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (-)		(付表1-2の X欄の金額) -72,000		第二表の欄へ 161,023,096	マイナスの場合は第一表の欄へ プラスの場合は第一表の欄へ 第二表の欄へ 160,951,096
譲渡割額	還付額	(付表1-2の X欄の金額) 18,000		(E欄×22/78)	18,000
	納税額	(付表1-2の X欄の金額)		(E欄×22/78) 45,416,770	45,416,770
合計差引譲渡割額 (-)					マイナスの場合は第一表の欄へ プラスの場合は第一表の欄へ 45,398,770

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
 (経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

一般

課税期間		5・4・1～6・3・31	氏名又は名称		サンプル電気株式会社
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A + B + C)	
課税標準額	円 000	円 000	円 000	付表1-1の X欄へ 円 000	
の内 内訳	課税資産の譲渡等の対価の額 1	第二表の欄へ	第二表の欄へ	第二表の欄へ	付表1-1の -1 X欄へ
	特定課税仕入れに係る支払対価の額 2	-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		第二表の欄へ	付表1-1の -2 X欄へ
消費税額	第二表の欄へ	第二表の欄へ	第二表の欄へ	付表1-1の X欄へ	
控除過大調整税額	(付表2-2の㉔・㉕ A欄の合計金額)	(付表2-2の㉔・㉕ B欄の合計金額)	(付表2-2の㉔・㉕ C欄の合計金額)	付表1-1の X欄へ	
控除 税 額	控除対象仕入税額	(付表2-2の㉔ A欄の金額)	(付表2-2の㉔ B欄の金額) 72,000	(付表2-2の㉔ C欄の金額)	付表1-1の X欄へ 72,000
	返還等対価に係る税額				付表1-1の X欄へ
	売上げの返還等対価に係る税額 1				付表1-1の -1 X欄へ
	内 内訳	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 2	-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		付表1-1の -2 X欄へ
	貸倒れに係る税額				付表1-1の X欄へ
	控除税額小計 (+ +)		72,000		付表1-1の X欄へ 72,000
控除不足還付税額 (- -)		B欄へ 72,000	C欄へ	付表1-1の X欄へ 72,000	
差引税額 (+ -)		B欄へ	C欄へ	付表1-1の X欄へ	
合計差引税額 (-)					
地方 消費 税の 課税 標準 額	控除不足還付税額		(B欄の金額) 72,000	(C欄の金額)	付表1-1の X欄へ 72,000
	差引税額		(B欄の金額)	(C欄の金額)	付表1-1の X欄へ
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (-)		第二表の㉔欄へ -72,000	第二表の㉔欄へ	付表1-1の X欄へ -72,000	
譲 渡 割 額	還付額		(B欄 × 25/100) 18,000	(C欄 × 17/63)	付表1-1の X欄へ 18,000
	納税額		(B欄 × 25/100)	(C欄 × 17/63)	付表1-1の X欄へ
合計差引譲渡割額 (-)					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
 (経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

一般

課税期間		5・4・1～6・3・31		氏名又は名称		サンプル電気株式会社	
項目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)		
		付表2-2の X欄の金額) 円	円	円	円		
課税売上額(税抜き)				3,060,023,689	3,060,023,689		
免税売上額							
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額							
課税資産の譲渡等の対価の額(+ +)					第一表の欄へ 付表2-2の X欄へ 3,060,023,689		
課税資産の譲渡等の対価の額(の金額)					3,060,023,689		
非課税売上額					2,019,429		
資産の譲渡等の対価の額(+)					第一表の欄へ 付表2-2の X欄へ 3,062,043,118		
課税売上割合(/)					付表2-2の X欄へ [99.93%] 端数切捨て		
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)		付表2-2の X欄の金額) 1,890,000		1,087,998,317	1,089,888,317		
課税仕入れに係る消費税額		付表2-2の X欄の金額) 72,000		77,148,971	77,220,971		
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)		付表2-2の X欄の金額)		8,986,340	8,986,340		
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額		付表2-2の X欄の金額)		509,770	509,770		
特定課税仕入れに係る支払対価の額		付表2-2の X欄の金額)	及び欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				
特定課税仕入れに係る消費税額		付表2-2の X欄の金額)		(E欄×7.8/100)			
課税貨物に係る消費税額		付表2-2の X欄の金額)					
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額		付表2-2の X欄の金額)					
課税仕入れ等の税額の合計額(+ + + ±)		付表2-2の X欄の金額) 72,000		77,658,741	77,730,741		
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(の金額)		付表2-2の X欄の金額)					
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	個別対応方式	付表2-2の X欄の金額) のうち、課税売上げにのみ要するもの 72,000		77,658,741	77,730,741		
	一括比例配分方式	付表2-2の X欄の金額) のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの					
		付表2-2の X欄の金額) 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 72,000	②①		77,658,741	77,730,741	
控除調整	付表2-2の X欄の金額) 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(× /)	②②					
控除調整	付表2-2の X欄の金額) 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	②③					
	付表2-2の X欄の金額) 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	②④					
	付表2-2の X欄の金額) 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	②⑤					
差引	付表2-2の X欄の金額) 控除対象仕入税額 ((②①又は②②の金額) ± ②③ ± ②④ + ②⑤) がプラスの時	②⑥	付表1-1の D欄へ	付表1-1の E欄へ	77,658,741		77,730,741
	付表2-2の X欄の金額) 控除過大調整税額 ((②①又は②②の金額) ± ②③ ± ②④ + ②⑤) がマイナスの時	②⑦	付表1-1の D欄へ	付表1-1の E欄へ			
貸倒回収に係る消費税額	付表2-2の X欄の金額)	②⑧	付表1-1の D欄へ	付表1-1の E欄へ			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 、及び欄には、値引き、割戻し、割引金など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 4 及び欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
 (経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

一般

課税期間		5・4・1～6・3・31	氏名又は名称		サンプル電気株式会社
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
		円	円	円	付表2-1の X欄へ 円
課税売上額(税抜き)					
免税売上額					
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額					
課税資産の譲渡等の対価の額(+ +)					付表2-1の F欄の金額) 3,060,023,689
課税資産の譲渡等の対価の額(の金額)					
非課税売上額					
資産の譲渡等の対価の額(+)					付表2-1の F欄の金額) 3,062,043,118
課税売上割合(/)					付表2-1の F欄の割合) [99.93 %] 端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)			1,890,000		付表2-1の X欄へ 1,890,000
課税仕入れに係る消費税額			72,000		付表2-1の X欄へ 72,000
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)					付表2-1の X欄へ
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額					付表2-1の X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額		及び 欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			付表2-1の X欄へ
特定課税仕入れに係る消費税額				(C欄×6.3/100)	付表2-1の X欄へ
課税貨物に係る消費税額					付表2-1の X欄へ
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額					付表2-1の X欄へ
課税仕入れ等の税額の合計額(+ + + ±)			72,000		付表2-1の X欄へ 72,000
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(の金額)					付表2-1の X欄へ
課5課95 税億税% 売売未 上上満 超割の 高又合場 がはが合 控の 除調 税額整	個別対応方式	のうち、課税売上げにのみ要するもの		72,000	付表2-1の X欄へ 72,000
		のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの			
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額{+(x /)}	⑳	72,000	付表2-1の㉑X欄へ 72,000
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(x /)	㉒		付表2-1の㉑X欄へ
		課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉓		付表2-1の㉑X欄へ
		調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉔		付表2-1の㉑X欄へ
		居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉕		付表2-1の㉑X欄へ
差引		控除対象仕入税額[(、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔+㉕]がプラスの時	㉖	72,000	付表2-1の X欄へ 72,000
		控除過大調整税額[(、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔+㉕]がマイナスの時	㉗		付表2-1の X欄へ
		貸倒回収に係る消費税額	㉘		付表2-1の X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
 3 、及び のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
 4 、及び 欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 5 及び 欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう